

第10号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 柴原 慎一

住所

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上 富久

理由

監査委員 三井敏弘氏の任期が本年3月31日をもって満了するため、その後任の監査委員を選任したいが、柴原慎一氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第195条第2項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

第11号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名 中路秀龍

住所

氏名 松村正信

住所

令和4年2月21日提出

長崎市長 田上富久

理由

人権擁護委員の候補者として中路秀龍氏及び松村正信氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、この議案を提出する。

「参 照」

人権擁護委員法

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。